

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム南生苑
入所検討委員会運営規程

1. 目的

この規定は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム南生苑に入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所に関する基準を明確にするとともに入所者決定経過の透明性及び公平性を確保し、もって入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所申込みの受付

(1) 申込みの方法

入所の申込みは、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム南生苑入所申込書（以下「申込書」という。）に状況申告書他必要書類を添付して行うこととする。

施設は必要に応じ、直近3ヶ月分のサービス利用票等についても、その写しの添付を求めることができるものとする。

(2) 受付簿の調製

申込書を受理した場合には、また受付後に辞退や削除等の理由が生じた時は、受付簿にその内容を記録し管理するものとする。

3. 入所の決定

(1) 組織

入所の決定に関わる事務を処理するため、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員を委員として構成する委員会を設置する。

(2) 委員会の開催

委員会は施設長が必要に応じて招集し開催する。その際の出席委員は原則として介護支援専門員、生活相談員を含む委員の半数以上が出席するものとする。

なお、委員会には第三者（評議員等）を出席させることができるものとする。

(3) 順位名簿の調製方法

入所待機者順位は、船橋市指定介護老人福祉施設入所指針により決定し、入所待機者順位名簿（以下「順位名簿」という。）を調製するものとする。

(4) 入所の決定等

委員会は審議の内容を記録するとともに、順位名簿を調製し、これに基づいて入所の候補者を決定する。その際に次に掲げる個別事情を総合的に勘案し、上位のものから入所の決定を行う。

性別（部屋単位の男女構成）
ベッドの特性（痴呆専用床等）
地域性（入所後の家族関係の維持等）
施設の専門性
その他特別に配慮しなければならない個別の事情

4．特別な理由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により、入所することができるものとする。

- (1) 老人福祉法に定める措置委託による場合
- (2) 災害等により委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 極めて緊急性が高い等、入所することが最も適切である場合

5．その他の取扱い

- (1) 入所辞退及び入所待機順位の見直し等があった場合には、本人又はその家族に対し必要に応じて十分な説明を実施する。
- (2) 委員及び関係者は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。また施設を退職若しくは退任した後も同様とする。

6．適正運用

委員会の運営にあたっては、船橋市指定介護老人福祉施設入所指針の本旨に則り、適正な運営実施に努めるものとする。

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。